

令和 6 年度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

随 時 監 査 結 果 報 告 書

財政援助団体等監査結果報告書

令和 7 年 3 月

小野市監査委員

小 監 第 1 1 3 号
令和 7 年 3 月 7 日

小 野 市 長	蓬 萊 務 様
小 野 市 議 会 議 長	高 坂 純 子 様
小野市固定資産評価審査委員会委員長	土 井 嘉 彦 様
小野市選挙管理委員会委員長	木 村 巧 様
小野市公平委員会委員長	仁 科 初 美 様
小 野 市 教 育 長	小 西 博 泰 様

監査委員 藤 原 京 子
監査委員 前 田 光 教

定期監査、随時監査及び財政援助団体等監査結果報告書の
提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定による標記の監査結果
の報告書を、同条第 9 項の規定により、次のとおり提出する。

目 次

1	監査の種類	2
2	監査の対象	2
3	監査の着眼点	2
4	監査の主な実施内容	2
5	監査の実施場所及び日程	3
6	監査の結果	3
【定期監査】		
(1)	市民課	3
(2)	社会福祉課	5
(3)	子育て支援課	7
(4)	高齢介護課	8
(5)	健康増進課	10
(6)	水道部	11
(7)	消防本部	13
(8)	固定資産評価審査委員会事務局	16
(9)	選挙管理委員会事務局	16
(10)	公平委員会事務局	17
(11)	市立小野中学校、河合中学校、小野南学校、旭丘中学校 ...	18
【随時監査(工事監査)】		
(12)	市立旭丘中学校長寿命化改修工事	20
【財政援助団体等監査】		
(13)	(公社)小野市シルバー人材センター〔財政援助団体〕	39
(14)	小野市消防団〔財政援助団体〕	41

監 査 報 告 書

1 監査の種類

小野市監査基準第4条第1項第6号に規定する財政援助団体等に対する監査、同条第2項に規定する定期監査及び随時監査。

なお、この監査は前述の基準に準拠し、実施した。

2 監査の対象

- (1) 定期監査 市民課、社会福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康増進課、水道部、消防本部、固定資産評価審査委員会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、市立中学校4校(小野、河合、小野南、旭丘)
- (2) 随時監査 市立旭丘中学校長寿命化改修工事
- (3) 財政援助団体に対する監査
公益社団法人小野市シルバー人材センター、小野市消防団

3 監査の着眼点

定期監査においては、財務に関する事務の執行が適正で、経営に係る事業の管理が合理的であり、かつ効率的に実施しているか。随時監査(工事監査)においては、設計、施工等が適正に行われているか。

また、財政援助団体等監査においては、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

4 監査の主な実施内容

定期監査においては、本年度実施の監査対象部署に対し、関係職員の出席を求め、歳入歳出予算の執行状況、事務事業の状況、契約事務、財産の管理等について、疑義の点について説明を聴取するとともに、証憑書類及び諸帳簿等を抽的に調査した。

随時監査においては、計画、設計、積算、契約、施工、検査、維持管理業務、委託業務について関係資料等を確認するとともに、施工中の現場に立ち入り、関係職員から説明を聴取して、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から監査を実施した。

財政援助団体監査については、監査対象団体の施設に赴き、当該団体の職員から説明を聴取し、諸帳簿等を確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理がされているかに重点をおいて監査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

- ・ 随時監査【監査テーマ：「市立旭丘中学校長寿命化改修工事」】
9月11日 市立旭丘中学校仮設校舎会議室
- ・ 定期監査【対象部署：市立中学校4校（小野、河合、小野南、旭丘）】
11月19日 学校会議室
- ・ 定期監査【対象部署：社会福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康増進課】
12月10日 小野市役所会議室、ひまわり園多目的室、
児童館会議室
- ・ 定期監査【対象部署：市民課、水道部、消防本部、固定資産評価審査委員会
事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局】
12月26日 小野市役所会議室、防災センター会議室
- ・ 財政援助団体に対する監査【対象団体：（公社）小野市シルバー人材センター】
1月29日 シルバー人材センター会議室
- ・ 財政援助団体に対する監査【対象団体：小野市消防団】
1月29日 防災センター会議室

6 監査の結果

本年度実施した監査対象部署等における、事務の執行、歳入歳出予算の執行状況、事務事業の実施状況、契約事務、補助金事務等については、概ね良好に処理されているものと認められた。

なお、各監査の結果及び改善すべき事項は、次のとおりである。

| | |---------| | (1) 市民課 | |---------|

1 事務組織の状況について

市民課は、市民係、国民健康保険係、福祉高齢医療係の3係で構成され、市民係には係長以下17名（会計年度任用職員11名を含む。）の職員が、国民健康保険係には係長以下5名（会計年度任用職員2名を含む。）の職員が、福祉高齢医療係には係長以下4名（会計年度任用職員2名を含む。）の職員が配置されている。

市民係では、戸籍、住民記録及び印鑑事務、住民基本台帳ネットワークシステム、行政手続における特定の個人を識別するための番号（個人番号）、個人番号（マイナンバー）カード、各種証明書のコンビニ交付、中長期在留者住居地届出等事務、戸籍謄抄本及びその他証明、民事及び刑事処分、埋火葬の許可、戸籍専用公印の管理、戸籍人口等統計調査及び関係行政庁への報告、国民年金広報相談活動の推進、拠出年金事務、福祉年金事務、国民年金統計事務、国民年金事務費交付金事務、被保険者の資格管理にすること等を担当している。

国民健康保険係では、国民健康保険運営協議会、国民健康保険の被保険者、国民健康保険の給付、保健事業、特定健康診査等、国民健康保険事業状況報告書（月報、年報）、国民健康保険の国及び県の負担金等、国民健康保険特別会計にすること等を担当している。

福祉高齢医療係では、保健事業、特定健康診査等、後期高齢者医療事務、後期高齢者医療保険料の徴収、後期高齢者医療特別会計、兵庫県後期高齢者医療広域連合、兵庫県後期高齢者医療広域連合からの高齢者保健事業の受託、福祉医療費の助成、自立支援等医療費に係る自己負担額の助成、被保険者の資格管理に関すること等を担当している。

2 予算の執行状況について

市民係では、歳入は、キャッシュレス決済手数料、戸籍手数料、住民票手数料、印鑑登録証明手数料、身分証明手数料、その他証明手数料、マイナンバーカード交付事務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金、国民年金事務取扱交付金、毎月人口推計調査委託金、人口動態調査委託金、デジタル基盤改革支援補助金、コピー等実費弁償金であり、10月末における予算現額に対する収入率は16.0%となっている。

歳出は、住民情報システム管理経費、標準化・ガバメントクラウド移行経費、通知カード・個人番号カード推進事務経費、戸籍住民基本台帳事務管理費・職員給与費等、戸籍住民基本台帳事務管理費・管理事務費、戸籍システム管理経費、住民基本台帳ネットワークシステム管理経費、国民年金事務管理費・職員給与費・管理事務費等であり、10月末における予算現額に対する執行率は41.3%となっている。

国民健康保険係では、一般会計歳入は、民生費国庫負担金と県負担金で、国民健康保険特別会計歳入は、（一般・退職）被保険者国民健康保険税、一般被保険者一部負担金、災害臨時特例補助金、保険給付費等交付金、利子及び配当金、一般会計繰入金、国民健康保険事業基金繰入金、繰越金、（一般・退職）被保険者延滞金加算金及び過料、市預金利子、一般被保険者第三者納付金、一般被保険者返納金、雑入であり、10月末における予算現額に対する収入率は44.6%となっている。

一般会計歳出は、国民健康保険特別会計繰出金で、国民健康保険特別会計歳出は、職員給与費等、管理事務費、職員福利厚生経費、退職手当組合負担金、共済組合追加費用負担金、国保団体連合会負担金、国民健康保険運営協議会運営経費、趣旨普及経費、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、審査支払手数料、一般被保険者高額介護合算療養費、一般被保険者高額療養費、葬祭費、一般被保険者移送費、出産育児一時金、支払手数料、結核医療附加金、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分、介護納付金分、特定健康診査経費、特定保健指導経費、人間ドック助成経費、普及事務費、保健事業経費、国民健康保険事業基金積立金、一時借入金利子、（一般・退職）被保険者保険税還付金等、償還金、予備費であり、10月末における予算現額に対する執行率は43.6%となっている。

福祉高齢医療係では、一般会計歳入は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、高齢期移行助成事業補助金、乳幼児等医療費助成事業補助金、こども医療費助成事業補助金、重度障害者（児）医療費助成事業補助金、母子家庭等医療費助成事業補助金、第三者行為納付金、福祉医療費等返還金、高齢者重度障害者高額療養費振替金、派遣職員等人件費負担金、後期高齢者健康診査補助金、後期高齢者フレイル予防等事業実施委託金で、後期高齢者医療特別会計歳入は、特別徴収保険

料現年分、普通徴収保険料現年分、普通徴収保険料滞納繰越分、督促手数料、保険基盤安定繰入金、給与費等繰入金、事務費繰入金、前年度繰越金、延滞金、償還金、還付加算金、市預金利子、滞納処分費、返納金、職員健康診断共済組合助成金、後期高齢者医療広域連合負担金であり、10月末における予算現額に対する収入率は32.9%となっている。

一般会計歳出は、福祉医療管理費、老人医療助成費（高齢期移行）、乳幼児・小児医療費助成費、高校生等医療費助成費、重度障害者（児）医療費助成費、母子家庭等医療費助成費、自立支援医療費等助成費、後期高齢者医療特別会計繰出金、後期高齢者医療広域連合医療費負担金、後期高齢者医療事務管理費、成人保健事業費で、後期高齢者医療特別会計歳出は、職員給与費等人件費、管理事務費、賦課徴収経費、広域連合負担金、保険料還付金、保険料還付加算金、一時借入金利子、予備費であり、10月末における予算現額に対する執行率は40.9%となっている。

3 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、いわゆる番号法に基づき、平成28年1月以降、個人番号（マイナンバー）等が、社会保障・税・災害対策の3分野に係る事務に随時利用されている。

令和3年3月以降には、マイナンバーカード（個人番号カード）を健康保険証として利用する仕組み（以下、「マイナ保険証」という。）が開始し、従来の健康保険証については、令和6年12月に新規発行が終了、令和7年12月に有効期限を迎える。医療機関では、当面、資格確認書による受診が可能とはいえ、今後、マイナ保険証による受診が主流になると見込まれるところである。

また、マイナンバーカードには10年（未成年者は5年）、カードに格納されている電子証明書には5年の有効期限があり、令和8年度頃からは更新の手続き需要が増加する。

マイナンバーカードに係る当該部署の負担は大きいものと思われるが、スマートフォンや郵便での申請手続きを推進することなどにより、市民の利便性を高めるだけでなく、職員の事務負担軽減をも図れるのであれば、引き続き、当該手続き制度の周知に努めていただきたい。

（2）社会福祉課

1 事務組織の状況について

社会福祉課は、社会福祉係、障がい福祉係の2係とひまわり園の1園で構成され、社会福祉係、障がい福祉係には課長以下19名（会計年度任用職員9名を含む。）の職員が、ひまわり園には園長以下15名（会計年度任用職員11名を含む。）の職員が配置されている。

社会福祉係および障がい福祉係では、身体障がい者（児）の福祉、特別障害者手当等、重度心身障害者（児）介護手当、知的障がい者（児）の福祉、精神障が

い者の福祉、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、障害支援区分認定審査会、自殺対策計画、自殺対策、自立支援給付、地域生活支援事業、社会福祉統計、生活保護、福祉給付制度適正化協議会、生活困窮者自立支援事業、行旅病人等の取扱い、民生委員推薦会、民生委員・児童委員等、民生児童協力委員、日本赤十字社、地域福祉計画、災害援護、社会福祉協議会等への助成、住宅手当等生活支援、社会福祉法人設立認可等、重層的支援に関すること等を担当している。

ひまわり園では、園内、園の管理運営、通園バスの運行管理、災害、利用者管理、授産事業（就B、生活介護）、就労支援（就B）、利用者の日中支援（生活介護）、特定相談支援、その他の利用者支援、保護者等との連携、関係機関との連携、給食に関することを担当している。

2 予算の執行状況について

社会福祉係、障がい福祉係では、歳入は、特別障害者手当等給付費負担金、自立支援給付費負担金（国、県）、障害者医療費負担金（国、県）、障害児施設措置費（給付費等）負担金（国、県）、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金、住居確保給付費負担金、生活保護費負担金、被保護者就労支援事業負担金、被保護者健康管理支援事業負担金、地域生活支援事業補助金（国、県）、重層的支援体制整備事業交付金、就労準備支援事業補助金、生活困窮者一時生活支援事業補助金、生活困窮者家計改善支援事業補助金、生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金、生活困窮者就労準備支援金事業費等補助金、特別児童扶養手当支給事務費交付金、行旅死亡人等繰替費用弁償金、住所不定者扶助費負担金、民生委員・児童委員活動費用弁償費補助金、民生・児童協力委員活動支援事業費補助金、重度心身障害者（児）介護手当費補助金、社会福祉等施設整備費補助金、人生いきいき住宅助成事業補助金、地域活動支援センター基礎的事業補助金、利用者負担軽減事業等補助金、自殺対策強化事業補助金、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金、グループホーム新規開設サポート事業補助金、その他特定目的基金、福祉基金寄附金、福祉基金繰入金、措置費等返還金、派遣職員等人件費負担金であり、8月末における予算現額に対する収入率は11.3%となっている。

歳出は、職員給与費等、管理事務費、福祉基金積立金、福祉給付制度適正化経費、社会を明るくする運動等経費、行旅人措置経費、重層的支援体制整備事業経費、自立相談支援事業経費、住居確保給付費、就労準備支援事業経費、生活困窮者一時生活支援事業経費、生活困窮者家計改善支援事業経費、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給経費、委員活動経費、運営助成経費、自殺対策強化事業等経費、災害見舞金、在日外国籍無年金障害者給付金、障害者給付審査会運営事務費、重度心身障害者（児）介護手当等経費等、自立支援給付費、地域生活支援事業等経費、特別児童扶養手当支給経費、発達障がい支援経費、生活保護措置経費、低所得世帯物価高騰緊急支援給付金支給経費であり、8月末における予算現額に対する執行率は30.9%となっている。

ひまわり園では、歳入は、授産事業収入等諸収入と介護給付費・訓練等給付費収入であり、8月末における予算現額に対する収入率は33.6%となっている。

歳出では、職員給与費等、管理事務費、施設維持管理経費、管理運営経費、通

園バス運行管理、授産作業事業であり、8月末における予算現額に対する執行率は37.5%となっている。

3 措置費等返還金の時効について

生活保護法に基づく保護費の返還金には、同法第63条（資力があるにもかかわらず受給した場合の返還請求権）に基づく返還金と、同法第78条（不正に保護費を受給した者に対する返還請求権）に基づく徴収金とがある。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項の規定により、ともに消滅時効は5年であり、同条第4項の規定により、納入の通知及び督促により時効を更新できるものとされている。この納入の通知及び督促は、初回に限り時効更新の効力を有するものである。

なお、一部納付や分納誓約により債務全体が承認された場合によっても、民法（明治29年法律第89号）第152条第1項に基づき、時効が更新される。

当該部署が対象とする返還金の債務者については、多くが分割納付により時効を更新しているが、債務者が亡くなり相続人が新たな債務者になった場合などにおいては、分割納付が途絶え、時効が進行しているケースがある。債務負担能力がある滞納者（相続人を含む。）に対する返還請求権が、時効により消滅することがないよう、法令に即して適切に対処していただきたい。

また、前述の手続きを執行した上で、止むを得ず時効により債権が消滅した場合には、速やかに不納欠損で処分していただきたい。

（3）子育て支援課

1 事務組織の状況について

子育て支援課は、保育所・認定こども園入所及び保育料の徴収、特別保育事業等保育サービス、法人保育所・認定こども園の運営及び指導、整備等、放課後児童健全育成事業、利用者支援事業（特定型）、母子・父子及び寡婦福祉、母子・父子自立支援、児童手当の支給、児童扶養手当の支給、子ども家庭総合支援拠点、児童相談、要保護児童対策地域協議会、子育てショートステイ、育児ファミリーサポートセンター、児童館の管理運営、子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画の策定及び実施、次世代育成支援対策、少子化対策、子どもの貧困対策、妊娠・出産・子育て応援ギフトの支給、こどもサポートセンターに関すること等を担当している。

事務組織は、課長以下21名（会計年度任用職員10名を含む。）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、児童扶養手当負担金、児童入所施設措置費等負担金（国、県）、児童手当負担金（国、県）、自立支援教育訓練給付金補助金、高等職業訓練促進給付金事業補助金、高卒認定試験合格支援補助金、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金、妊娠・出産・子育て応援ギフト支

給事業費補助金（国、県）、母子福祉資金等貸付償還事務費交付金、地域組織活動育成事業補助金、コピー等実費弁償金、措置費等返還金、講座受講者負担金で、保育係の歳入は、保育所保護者負担金、保育給付費負担金（国、県）、子育てのための施設等利用給付交付金（国、県）、地域子ども・子育て支援事業補助金（国、県）、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金、保育所等整備交付金、保育所等における性被害防止対策設備等支援事業補助金、保育料軽減事業補助金（国、県）、放課後児童健全育成事業利用料であり、8月末における予算現額に対する収入率は9.6%である。

歳出は、災害支援経費、職員給与費等、児童福祉推進事務費、児童手当支給経費、児童扶養手当支給経費、子ども・子育て推進事務費、子育て家庭ショートステイ措置費、育児ファミリーサポートセンター事業経費、母子等福祉推進事務費、児童入所施設等措置事業費、自立支援教育訓練助成経費、高卒認定試験合格支援事業経費、高等職業訓練促進事業経費、妊娠・出産・子育て応援ギフト支給経費、子育て世帯訪問支援経費、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営経費、運営事務費、児童虐待等相談事業経費、集団療育事業経費、施設維持管理経費、子育て学習等支援事業経費、子育て相談経費、子育てサークル育成事業経費、つどいの広場事業経費で、保育係の歳出は、幼児教育・保育施設就園援助経費、児童福祉施設事務費、施設整備助成経費、施設等支援事業費、5歳児保育事業、障害児保育事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育促進事業、一時預かり事業、園児交流事業、病児・病後児保育事業、保育料軽減補助事業費、認可外保育施設等利用料助成経費、放課後児童健全育成事業経費、児童保育給付等経費、施設利用支援経費であり、8月末における予算現額に対する執行率は31.6%である。

3 小野市立児童館（チャイコム）の施設維持について

当該施設は、ひまわりの丘公園がオープンした平成14年4月から遅れること4か月後の同年8月にオープンした。

本年で開館22年目を迎えるが、現地監査を実施したところ、目視ではあるが、外装、内装ともに大きな瑕疵を見受けられなかった。空調等の設備類については大規模な改修を終えて間もないと説明を受けたが、それらを勘案しても、築年によらず管理が行き届いているものと思われる。

コロナ禍により一時的な利用者の減少があったものの、ひまわりの丘公園に設置されたひまわりタワーが新たな呼び水になり、利用者数も回復調であると聞く。今後も維持管理はもちろん、集客の企画を立案し、利用者数の増加に努めていきたい。

（４）高齢介護課

1 事務組織の状況について

高齢介護課は、高齢者福祉計画等、在宅高齢者福祉、老人保護措置、敬老事業等、旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族等の援護、高齢者福祉施設整備、福祉のまちづくり事業、老人クラブ活動事業、高齢者虐待、地域の見守り活動協定事業、被

保険者の資格管理、介護認定、介護認定審査会、介護保険給付、介護保険事業計画、介護保険料の徴収、介護保険特別会計、介護保険に係る統計活動、介護保険に係る広報事務、介護保険に係る苦情処理、制度関連事務、地域活動拠点整備、地域密着型サービスの事業者指定及び指導監督、居宅介護支援の事業者指定及び指導監督、介護予防支援事業者の指定、介護保険運営協議会、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防事業、総合相談・支援事業、高齢者虐待防止・権利擁護、介護報酬請求事務、在宅医療・介護の連携推進、地域ケア会議、生活支援体制整備、地域包括支援センター、高齢者施策の企画、立案及び実施、高齢者の生きがい創出、高齢者の能力や経験を生かした就労の推進、高齢者のボランティアポイント、シルバー人材センターの指導に関すること等を担当している。

事務組織は、課長以下23名（会計年度任用職員13名を含む。）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

【一般会計】

歳入は、老人保護措置施設入所者等負担金、低所得者介護保険料軽減負担金（国、県）、老人クラブ助成事業補助金・社会活動促進事業補助金、老人クラブ助成事業補助金・生きがいと健康づくり推進事業補助金、人生いきいき住宅助成事業補助金・高齢者対応住宅改造費助成、無年金外国籍高齢者等福祉給付金支給事業補助金、社会福祉法人等利用者負担額減免措置事業補助金、訪問看護師等離職防止対策事業補助金、介護人材確保に向けた市町・団体支援事業補助金、民生費個人負担金・短期宿泊利用者負担金、措置費等返還金、派遣職員等人件費負担金であり、8月末における予算現額に対する収入率は32.0%となっている。

歳出は、県遺徳顕彰会支部分担金、戦没者慰霊事業助成経費、職員給与費等、管理事務費、施設措置経費、被措置者生活扶助費、介護保険低所得者負担対策事業経費、短期宿泊支援経費、在日外国籍無年金高齢者給付金、シニア活動推進経費、訪問看護師等離職防止対策事業経費、介護資格取得支援事業経費、住宅改造助成経費、日常生活用具給付経費、長寿祝経費、老人クラブ等助成経費、生きがいと健康づくり推進事業経費、介護保険特別会計繰出金、健康づくりポイント事業経費、シルバー人材センター補助経費であり、8月末における予算現額に対する執行率は13.6%となっている。

【介護保険特別会計】

歳入は、特別徴収保険料現年度分、普通徴収保険料現年度分、滞納繰越分、督促手数料、事業者指定・更新申請手数料、国庫負担金・介護給付費負担金、調整交付金、国庫交付金・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業、総合事業以外）、保険者機能強化推進推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金、介護保険事業費補助金、支払基金交付金（介護給付費交付金、地域支援事業費交付金）、県負担金（介護給付費負担金、地域支援事業費・総合事業、地域支援事業費・総合事業以外）、財政安定化基金交付金、財政安定化基金貸付金、利子及び配当金、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金（総合事業、総合事業以外）、低所得者保険料軽減繰入金、その他一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金、繰越金、介護予防ケアマネジメント精算金、延滞金加算金及び過料、市預金利子、滞納処理費、小切手未払資金組、第三者納付金、返納金、雑入であり、

8月末における予算現額に対する収入率は35.4%となっている。

歳出は、一般管理費、連合会負担金、賦課徴収費、介護認定審査会費、認定調査等経費、介護サービス諸費、介護予防サービス諸費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス諸費、特定入所者介護サービス諸費、その他諸費、地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費、総合相談事業費、権利擁護事業費、介護給付費等費用適正化事業費、家族介護支援事業費、成年後見制度利用支援事業費、福祉用具・住宅改修支援事業費、地域自立生活支援事業費、高齢者虐待予防支援費、認知症地域支援推進事業費、在宅医療介護連携事業費、生活支援体制整備事業、認知症対策事業、財政安定化基金拠出金、財政安定化基金償還金、介護給付費準備基金積立金、一時借入金利子、第1号被保険者保険料還付金、第1号被保険者保険料還付加算金、償還金、予備費であり、8月末における予算現額に対する執行率は31.2%となっている。

3 介護保険特別会計における普通徴収保険料の徴収について

当該会計における徴収専門員は2名であり、表題の保険料のほか、市民課が所管する後期高齢者医療特別会計における普通徴収保険料と、健康増進課が所管する病院事業精算特別会計から引き継いだ未納医療費とを徴収している。徴収専門員の勤務曜日は、金曜、土曜、月曜であり、市役所が開庁していない曜日を一部補う形である。

徴収専門員が徴収した現金については、各部署が管理する金庫等に収められるが、職員が金庫等に納める場に同席できない曜日には、週休日明けに職員が現金を確認し、会計課で入金している。

徴収金については、着服等の事件が全国的に散見されたとおり、取り扱いにリスクが生じるものである。当該部署においては、徴収日誌や管理簿等、徴収から入金までの記録となる信憑書類を備え付け、これまでどおり現金管理を徹底していただきたい。

(5) 健康増進課

1 事務組織の状況について

健康増進課は、予防医療プロジェクト、母子保健事業、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、利用者支援事業(母子保健型)、妊娠・出産・子育て応援ギフト及び伴走型相談支援、救急医療対策事業、地域医療、成人保健事業、健康づくりポイント、特定健康診査等、特定保健指導、後期高齢者の健康診査、栄養改善事業、地域保健対策事業、血液対策、感染症予防及び感染症対策活動、予防接種、結核予防、精神衛生に関する保健指導、公衆衛生の普及啓発、畜犬及び猫の苦情、犬の登録及び狂犬病予防注射業務、北播磨総合医療センター企業団、病院事業の未収金の整理、徴収に関すること等を担当している。

事務組織は、課長以下17名(会計年度任用職員6名を含む。)の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、畜犬登録等手数料、未熟児養育医療負担金(県、国)、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、妊娠・出産・子育て応援ギフト支給事業費補助金(県、国)、母子保健衛生補助金、総合支援事業補助金、地域子ども・子育て支援事業補助金(県、国)、緊急風しん抗体検査等事業補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業補助金、アスベスト健康管理支援事業費補助金、健康増進事業費補助金、不育症治療費補助金、在宅ターミナルケア支援事業補助金、がん患者アピアランスサポート事業補助金、不妊治療ペア検査助成事業補助金、骨髄等移植ドナー助成事業補助金、带状疱疹ワクチン接種費補助金、衛生費個人負担金、後期高齢者健康診査補助金、健診受付事務手数料、北播磨総合医療センター企業団負担金であり、8月末における予算現額に対する収入率は25.0%となっている。

歳出は、災害支援費、社会保障・税番号制度システム等管理費、家庭・養育環境支援事業費、妊娠・子育て支援事業費、保健衛生事務管理費、地域医療対策費、救急医療対策費、保健対策推進費、母子保健事業費、成人保健事業費、町ぐるみ健診事業費、予防管理費、各種予防接種事業費、環境衛生推進費、北播磨総合医療センター運営経費であり、8月末における予算現額に対する執行率は30.8%となっている。

3 おのスキットポイントの管理について

当該事業は、本年度7月からスタートした、おのアクティブポイント事業の後継となる事業である。開発に関しては、業者等に委託せず、当該部署とICT推進課との共同開発であると説明を受けた。これにより、開発費用は職員の人件費のみとなり、大幅な経費削減を達成している。また、利便性においても、市の公式LINEを活用し、利用者が手持ちのスマートフォンで手続きを完結できるように、制度設計の段階から考慮されていた。

業者等を介さず完成した当該システムについては、今後の維持管理についても、市職員で対応することとなると思われる。職員の異動等があったとしても、維持管理に必要なスキルが失われることなく、システムが引き継がれていくことを望むものである。

(6) 水道部

1 事務組織の状況について

水道部は、公営企業会計である水道事業会計と下水道事業会計を所管し、一般会計予算で執行する浄化槽等の業務を担当している。

事務組織は、管理グループと工務グループの2グループで、部長以下19名(再任用職員2名、会計年度任用職員5名を含む。)の職員が配置されている。全員が、公営企業職員として水道事業に従事すると同時に、一般行政職員として

下水道事業会計と一般会計を運用する併任である。

なお、水道メーターの検針、使用料の収納・滞納整理、水道の開閉栓、お客様窓口（受付）等を含むお客様センター業務と、浄水場運転管理業務については、事業者に委託することで人員を配備している。

2 予算の執行状況について

【水道事業会計】

水道事業収益の9月末における予算現額に対する収入率は42.9%、資本的収入の9月末における予算現額に対する収入率は11.2%となっている。

水道事業費用の9月末における予算現額に対する執行率は41.0%、資本的支出の9月末における予算現額に対する執行率は35.0%、たな卸資産購入費の9月末における予算現額に対する執行率は21.9%となっている。

【下水道事業会計】

下水道事業収益の9月末における予算現額に対する収入率は41.7%、資本的収入の9月末における予算現額に対する収入率は24.2%となっている。

下水道事業費用の9月末における予算現額に対する執行率は40.7%、資本的支出の9月末における予算現額に対する執行率は41.3%となっている。

【一般会計】

歳入は、衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金、諸収入の過料と水洗便所等改造融資資金貸付金元利収入で、9月末における予算現額に対する収入率は10.2%となっている。

歳出は、生活排水処理対策事業費の生活排水処理対策事業費、小型合併処理浄化槽設置補助経費、水洗便所等改造資金融資幹旋預託金で、9月末における予算現額に対する執行率は33.4%となっている。

3 漏水修繕について

当該部署が所管するエリアにおける漏水では、指定工事店が現場で修繕した後、当該部署に報告書等が提出され、請求書により修繕費用を支出している。この報告書のうち、緊急修繕に係るものについては、報告書に添付された写真に日付を証するものが写っていなかった。

添付される報告書に修繕対応した日付が明記されてはいたが、報告書に記載した日付と撮影した日付が一致しているか後日確認するため、デジタルカメラでの撮影であれば日付を表示する、スマートフォンでの撮影であれば日付を板書した黒板を同時に写すなど、写真自体が日付を証する信憑書類となるよう改善を検討されたい。

4 播州おのみーずについて

当該飲料については、本市市場水源地から採水した水道水をボトル化したものであり、水源が良いことのPRを目的として製造するものである。当該部署窓口のほか、市内外の複数個所で販売しているが、利潤を求めておらず、売り上げは、ボトル化等の製造コストに充てられている。

なお、当該飲料の管理では、納品後、庁内倉庫において受注があるまで一時保管しているが、単年度の受注量を見込み製造しているため、帳簿上、貯蔵品とし

ては扱っていない。製造量が単年度の受注量を上回り、保管期間が複数年に渡る場合には、当該飲料は貯蔵品として区分されるため、これまで同様、単年度内での消費を心がけ、適正な会計処理に努めていただきたい。

(7) 消防本部

1 事務組織の状況について

消防本部は、消防施設等の整備、消防職員の人事管理、危険物施設の保安管理の指導、防火防災組織の育成指導、消防水利整備計画及び管理、消防用車両及び資機材の企画及び管理、救急救命士の養成及び研修に関する事務等を担当している。

事務組織は、消防長の下に総務課と予防課の2課4係のほか、消防長の指揮監督を受ける消防署長の下に消防課、救急課、南分署、北分署の2課2分署5係で構成され、消防長以下78名（会計年度任用職員4名、再任用短時間勤務職員1名を含む）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、自動販売機敷地使用料、電柱等敷地使用料、消防手数料、消防団等訓練・加入促進支援事業、女性消防団加入促進事業、コピー等実費弁償金、電気使用料等実費弁償金、非常勤消防団員退職報償金、非常勤消防団員等公務災害保険収入、山陽自動車道救急業務負担金、職員健康診断共済組合助成金、水防費訓練助成金、消防団員福祉共済事務手数料、消防施設整備事業債、消防施設整備事業債であり、10月末における予算現額に対する収入率は21.4%となっている。

歳出は、消防本部管理費、消防・救急活動及び予防対策費、非常備消防団運営費、消防施設管理費、消防施設等整備事業費、水防費であり、10月末における予算現額に対する執行率は53.1%となっている。

3 消防職員の総数について

消防職員に関しては、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条において、「消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県または市町村に対して助言を与え、勧告、指導を行うことができる。」とされ、この規定に基づき消防力の整備指針が定められている。この整備指針において、消防の責任を果たすために必要な施設及び人員の標準的な基準が定められているが、本市の人員数を当該基準に従い算定した場合、配置すべき職員数は150名である。

消防職員の総数は、10月末時点において73名であり、当該基準の算定数の半数以下である。職員定数条例（昭和29年条例第4号）第2条第2号において、消防職員の定数は80名とされているが、それをも1割弱下回り、消防職員数の不足が慢性化している。

消防職員不足の1例として、平成30年度から業務を開始した北分署では、当初各部4名が配置されていたが、現在の配置数は各部3名であり1名減となっている。北分署が緊急出動すれば、北分署内には職員が不在になるため、庁舎内を

施錠及びシャッターを閉めて出動している現状である。

35mはしご付消防自動車や特殊消防ポンプ自動車等、ハードにおいては、自動車部品の供給不足などの問題があっても、年度繰越で翌年度には納品されている。しかし、それらハードを扱う消防職員については、長期的に見て微増傾向であるものの、職員不足改善にはほど遠い。消防職員の増加率を大きく上回る救急件数に対応するためにも、今後も人員確保に努めていただきたい。

4 消防訓練施設について

消防訓練棟については、平成12年3月に設置した以降、部分的な修繕を施しているものの、構造部に係る大規模な改修を実施していない。過去に実施した修繕作業中の記録では、躯体の老朽化が相当著しいものと見受けられた。

なお、以下は、監査に前後して撮影した訓練棟の写真である。

○西訓練棟3階 西寄り床面



○西訓練棟4階 床面の状況



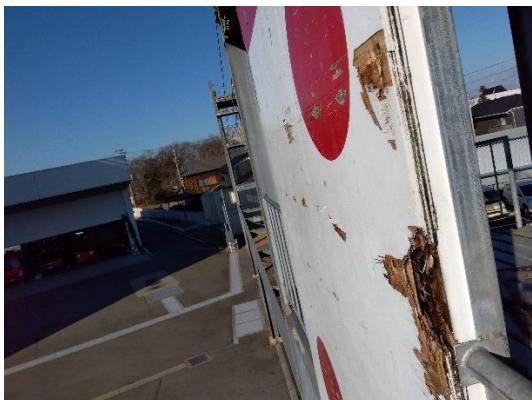
○東訓練棟2階 登はん壁裏側



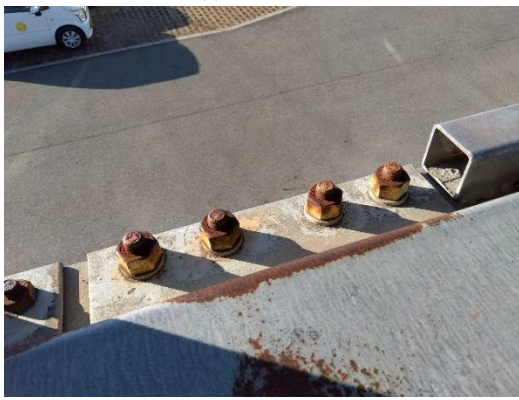
○東訓練棟2階 登はん壁裏側
上部付近



○東訓練棟2階部分 登はん壁面



○東訓練棟2階 床面取付ボルト



○東訓練棟 2 階 東寄り床面



○東訓練棟 2 階 西寄り床面



○東訓練棟 3 階 南寄り床面



○東訓練棟 3 階 東寄り床面



躯体の老朽化部分については、現在はコンパネ等部材に覆い隠され撮影することができなかったが、撮影可能な表面的な部分に限っても、写真の通り、鉄部の錆や木部の劣化が著しい。

当該訓練棟については、耐用診断等も実施しておらず、客観的な指標がないとの説明であった。現在も高い頻度で職員が訓練に用いる施設であるので、安全に使用していくためにも、診断に係る費用の速やかな予算化を望むものである。また、診断後には、その結果をもって、改修計画の立案を検討していただきたい。

なお、本市においては、火災時の建築物を想定した訓練施設がなく、既存の訓練棟だけでは、救出訓練などの練度に他市の消防職員と差が生じるのみならず、消防団の練習場として供与できる施設もないと説明を受けた。他市の訓練施設に準ずる施設を設置するには、多額のコストがかかるものと思うが、訓練に必要不可欠な施設であり、他市との共同使用などの代替案が困難であれば、設置に係る予算を確保するよう継続的に働きかけていただくことを期待する。

5 消防団分団運営交付金について

消防団分団には、中分団、東分団、西分団、南分団、北分団、女性分団の6分団があり、各分団を合計56の部で構成している。消防団分団運営交付金（以下、「交付金」という。）については、各分団に交付した後、これら56の部に分配するが、部の規模により配当する交付金に多寡が見られた。規模が小さい部では交付金額が2万円を切るため、単年度で購入できる資材が極めて限定されている。

消防団員は非常勤特別職公務員であり、報酬等人件費については消防本部予算から執行しているが、その他、部が管理する消防ポンプの修繕や団員の制服購入

等については、各部に配当した交付金を唯一の原資とする。しかし、非常時の備えとして、消防ポンプを常に稼働可能な状態で保持する経費も、消防団員服制規則（昭和 55 年規則第 26 号）で服制を規定された制服の購入費も、コストカットが難しく、故障の頻度や団員の加入者数により毎年度変動するものである。

当該部署においては、交付金を毎年度一律の額で予算要求するのではなく、各分団が、各部で消防ポンプ修繕や制服の購入に係る費用等を取りまとめ、その額に基づき予算要求するように改めていただきたい。その上で、各分団に交付した交付金については、各部に必要額が行き渡るよう指導していただきたい。

（８）固定資産評価審査委員会事務局

1 事務組織の状況について

固定資産評価審査委員会事務局は、委員会の運営及び会議、例規、公印の管守、文書の收受及び保存、予算及び決算、その他委員会事務に関することを担当している。

事務組織は、局長以下 3 名（監査、公平委員会、選挙管理委員会事務局を併任する。）が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入はなく、歳出は税務事務管理費であり、10 月末における予算現額に対する執行率は 18.3%となっている。

3 審査申出について

土地又は家屋の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、3 年に一度の基準年度に見直しがされている。地方税法において、評価額の審査申出の対象となる土地等は、新たに固定資産税を課税されることになる土地等を除き、見直しの年度のみであり、本年度がその年度に該当する。

本年度の審査申出は 1 件であり、家屋の評価に係るものである。審査申出についてはフロー図を作成しており、それに基づき審査を進め、適正に処理しているものと見受けられた。

（９）選挙管理委員会事務局

1 事務組織の状況について

選挙管理委員会事務局は、庶務、公印の管守、委員会の招集及び議事、公告式、法規、選挙人名簿、選挙の管理執行、選挙啓発、選挙争訟、検察審査会法、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、日本国憲法の改正手続に関する法律、直接請求に関する事等々を担当している。

事務職員は、事務局長以下 5 名（監査・公平・固定資産評価審査委員会事務局

併任の正規職員 3 名、総務課兼務の正規職員 1 名、市民サービス課兼務の会計年度任用職員 1 名を含む) の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入は、在外選挙人名簿登録事務費交付金、衆議院議員総選挙執行経費交付金、知事選挙執行経費交付金であり、10月末における予算現額に対する収入率は 28.2%である。

歳出は、選挙管理委員会費、衆議院議員総選挙費、知事選挙執行経費であり、10月末における予算現額に対する執行率は 13.8%である。

3 投票所事務について

本年度においては、知事失職による兵庫県知事選挙、および衆議院解散による衆議院議員総選挙が執行された。ともに、年度当初には予定されておらず、補正予算による執行である。

両選挙に限ったことではないが、近年の選挙では、他市において、なりすまし投票などの公職選挙法違反行為が頻繁にニュースで取り沙汰されているところであり、本市においても起こりえることである。本人確認の手法については、入場券等による選挙人名簿対照が一般的であるが、各投票所において、生年月日による本人確認等の手法を取り入れ、万一、故意にでも過失にでも、なりすましと思しき状況が発覚すれば、速やかに本部と連携し、対処するよう心掛けていただきたい。

(10) 公平委員会事務局

1 事務組織の状況について

公平委員会事務局では、委員会の運営及び会議、例規、公告式、公印の管守、文書の収受及び保存、予算及び決算、勤務条件に関する措置要求、不利益処分についての審査請求、市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査請求、職員からの苦情相談、職員の再就職者による依頼等の届出の手続、職員団体の登録、その他委員会事務に関すること等を担当している。

事務職員は、事務局長以下 3 名（監査事務局、固定資産評価審査委員会事務局、選挙管理委員会事務局を併任する。）の職員が配置されている。

2 予算の執行状況について

歳入はなく、歳出は公平委員会運営事務費であり、10月末における予算現額に対する執行率は 13.8%である。

3 公平委員会業務について

公平委員会では、3名の委員により、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決等を行うことや、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する職員の措置要求に対し

て審査し、必要な措置を講じることを主な職務としている。

また、市立学校の学校医等の公務災害補償の審査請求、職員からの苦情相談、職員の再就職者による依頼等の届出の手続についても、地方公務員法または公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律において、当該委員会が取り扱うこととされている。

前回の定期監査以降、新規案件の受理はないが、委員各位及び事務局については、日頃より他市の事例等に関して知見を深め、案件が発生した時には適正に対処していただきたい。

(1 1) 市立中学校 4 校（小野、河合、小野南、旭丘）

1 予算の執行状況について

歳出の中学校管理費については、教育委員会が直接執行する委託料や備品購入費と、追加配当するために配当保留しているもの（財政課配当保留を含む）を除いて、年度当初に各校に予算を配当している。令和 6 年 9 月末現在の予算現額に対する支出済額は、小野中学校 48.7%、河合中学校 49.5%、小野南中学校 41.9%、旭丘中学校 14.5%である。

旭丘中学校は支出済額が低率であるが、これは、仮設校舎における電気や水道の使用料から長寿命化改修工事に係る分を差し引き、一括で計上することとなっているためである。

2 各校に配置された教育委員会所管職員の出勤簿について

教育委員会所管職員服務規則（昭和 33 年教委規則第 8 号）第 1 条第 1 項において、「職員は定刻までに登庁し自ら出勤簿に捺印しなければならない。」とあり、不登校支援員、S A、S S W、S S S、A L T 等の各職員は、出勤簿に捺印することで出勤を記録している。しかし、出退勤の時刻については、出勤簿に記載する欄がなく、記録がない職名の職員がいた。

同条第 2 項で「出張、休暇、欠勤、遅刻、早退の場合は、出勤簿にその旨記入しなければならない。」と定め、同規則第 2 条には「執務時間外又は休日 に於て至急に処理しなければならない事件があるとき又は事務繁激な時は超過勤務命令簿により決裁をうけて服務しなければならない。」と規定されているが、出退勤時刻の記録がなくては、出勤簿への記入、または超過勤務命令簿の記載に漏れがあっても、後日照合することができない。

出退勤時刻の記録については、規則に規定されていることではないが、規則が適正に運用されているかを確認するための証跡を残す作業である。今は一部の職員（S S S）にとどまっている出退勤時間の記録を、教育委員会（学校教育課）が所管する全職員（S A、S S W等）が実施するように、意見を述べる。

3 理科実験用薬品の管理簿について

前回（令和 2 年度）に実施した定期監査により、理科実験に用いる薬品の管理簿の様式について指摘したところ、教育委員会は、薬品を使用した日付、分量、

目的、責任者を記載する項目を設けた管理簿の様式例を作成し、各校に配布する措置をとっている。今般の監査では、各校において、統一した様式が定着してきたところであると見受けられた。

前回の監査と比して大きく改善されてはいたが、一点、管理簿の項目に薬品の購入年月日がなく、記載されている薬品の新旧が不明であった。日頃から実験に使用している薬品であれば、薬品の状況は教員が把握するところであるが、長期に渡り放置されている薬品については、品質を図りかねるところである。

管理簿には一項目、購入年月日を記入する欄を加えていただき、購入年月日が判明している薬品については年月日の追記を、今後新規に購入する薬品については欠かさず購入年月日を記録するように努めていただきたい。

また、引き続き、使わない薬品や、使えなくなった薬品の処分を進めていただきたい。

4 備品の点検期間について

学校の備品については、毎年、各校で担当と期間を定めて点検を実施し、不足する備品については新規に購入、不備がある備品については修繕または廃棄している。この一連の流れについては問題ないが、点検の時期については、期間が長く、夏休みの当初から冬休みまでとしている学校があった。

点検の結果、備品を新規に購入、または修繕する必要が生じ、かつ、本年度予算内で執行できない場合には、次年度以降の予算での執行となるところである。しかし、次年度の予算に計上できなければ、備品の額によっては、次々年度の予算配当まで保留せざるをえないこともありえる。

備品の点検期間については、予算要求に間に合うように、各校で計画を組むように望むものである。

5 各種管理簿等のデジタル化における運用について

各校には、公印使用簿やG I G Aスクール構想に基づくタブレットの管理簿など、各種の管理簿等があり、それらは、デジタル化によりデータ管理されているものが多い。しかし、それらの管理簿等では、使用者が使用した記録については残しているものの、管理者が使用後の状況を確認した記録が残されていないもの、あるいは、使用者が使用する度に管理者が確認していると認められないものがあった。

管理簿等の基本的な運用では、使用者が使用した記録、管理者が使用後の状況を確認した記録、双方を逐一残していくものである。管理簿等のデジタル化に際しては、使用者名、使用日時はもちろん、使用後の確認をした管理者名と確認日時を入力欄も用意し、随時、記録するように運用を検討していただきたい。

(11) 市立旭丘中学校長寿命化改修工事

当該工事を監査した限りにおいては、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、この監査の実施に当たっては、(公社)大阪技術振興協会に技術士の派遣を依頼し、次の技術士の技術調査報告書を参考にした。

技術士(建設部門・総合技術管理部門) 五十嵐 博行

技術士(設備部門・総合技術管理部門) 村田 安繁

参考とした技術調査報告書については、以下に要旨を記載する。

【建築工事】

1 工事内容説明者

当該工事技術調査出席者及び内容説明者は次のとおり

教育委員会 教育管理部長(書類調査時)

教育管理部 教育総務課長

教育管理部 教育総務課 教育総務係長(書類調査時)

地域振興部 まちづくり課 建築係長(監督員)

会計管理者

総務部 財政課 工事検査監

(株)三弘建築設計事務所 第二設計グループ長

(株)ナガヤマ設備設計

前川建設(株) 現場代理人(監理技術者)

旭設備(株)

西部電気建設(株)

2 工事概要

(1) 工事場所 小野市古川町 940-1

(2) 工事概要

ア 建築工事

(ア) 長寿命化改修工事 一式

(イ) エレベーター設置工事 一式

イ 電気設備工事

(ア) 建築工事に伴う電気設備工事 一式

ウ 機械設備工事

(ア) 建築工事に伴う機械設備工事 一式

(3) 建築概要

ア 敷地面積 39,885.72 m²

イ 建築面積 今回対象 1,901.45 m² (全体 4,512.45 m²)

ウ 延べ面積 今回対象 4,564.20 m² (全体 6,498.24 m²)

エ 高さ 軒高 GL+15.000m、高さ GL+18.400m、GL=標高 56.5m

オ 建蔽率・容積率 建蔽率 11.31%≤60%、容積率 16.21%≤200%

カ 地域・地区 市街化調整区域

キ 用途 校舎

ク 構造・階数 RC 造 4 階建て、一部 S 造平屋建て、EV 棟 S 造 3 階建て

ケ 地業・基礎 ラップルコンクリート 0.5m 直接基礎

(4) 設計業務、工事監理業務受託者・委託費・業務期間

ア 設計業務

(ア) 受託者 株式会社三弘建築事務所 兵庫県西宮市本町 4-16

代表取締役 池田 裕彦

(イ) 委託方式 指名競争入札 10 者指名 8 者入札 (令和 4 年 4 月 21 日入札)

(ウ) 設計金額 (予定価格) 49,754,100 円 (消費税込) 事後公表

(エ) 契約金額 27,357,000 円 (消費税込)

(オ) 落札率 54.98%

(カ) 契約日 令和 4 年 4 月 27 日

(キ) 契約保証金 2,736,000 円 現金納付

(ク) 業務期間 令和 4 年 4 月 27 日～令和 5 年 3 月 15 日

イ 工事監理業務

(ア) 受託者 株式会社三弘建築事務所 兵庫県西宮市本町 4-16

代表取締役 池田 裕彦

(イ) 委託方式 随意契約 (令和 5 年 7 月 25 日見積提出)

(ウ) 設計金額 23,684,100 円 (消費税込) 事後公表

(エ) 契約金額 13,013,000 円 (消費税込)

(オ) 落札率 54.94%

(カ) 契約日 令和 5 年 8 月 1 日

(キ) 契約保証金 1,302,000 円 現金納付

(ク) 業務期間 令和 5 年 8 月 1 日～令和 6 年 12 月 15 日

(5) 工事請負業者・工事費・工事期間・工事進捗率

ア 請負業者 前川建設株式会社 加古川市野口町良野 1506 番地

代表取締役 前川 容洋

イ 工事費

(ア) 入札方式 公募型一般競争入札 4 者申請 4 者入札 (令和 5 年 6 月 7 日入札)

(イ) 設計金額 (予定価格) 1,497,912,000 円 (消費税込) 事後公表

(ウ) 契約金額 1,277,705,000 円 (消費税込)

(エ) 落札率 85.30%

(オ) 契約日 仮契約：令和 5 年 6 月 8 日、本契約：令和 5 年 6 月 28 日

(カ) 契約保証金 10% 履行保証証券の提出による。

(キ) 財源区分 国庫補助金：文科省長寿命化改良事業

(ク) 工事期間 令和 5 年 6 月 28 日～令和 6 年 11 月 30 日

(ケ) 工事進捗状況 計画 92.3% 実施 89% (電気・機械 70%) (令和 6 年 9 月 11 日現在)

(6) 工事監督員 地域振興部 まちづくり課 建築係 職員

3 総 評

工事監査技術調査の対象工事は、市立旭丘中学校長寿命化改修工事（建築工事）である。

本事業は、平成 30 年度に策定した小野市学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した旭丘中学校校舎の長寿命化改修を実施するものである。

調査時の現況は、建築工事は屋上防水改修工事、外壁改修工事は完了し、内部改修工事は施工中、EV 工事は完了し、外構工事は施工中である。電気設備工事は受電準備中、機械設備工事は配管、機器取付工事中である。工事の進捗率は、建築工事は 89%、電気設備工事、機械設備工事は 70%である。

工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認及び関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。

事業目的・計画、設計、積算、入札・契約、施工管理及び個別施工については、書類の整備状況を含め概ね良好である。また、現場状況についても大きな問題は見られない。よって、当該工事の総評として、良好と評価する。

なお、各項の「所見」で気付いた点を併記しているので、今後の業務に活用されたい。

4 書類調査結果

書類調査に当たっては、事前に質問書を作成し回答を受領した。ヒアリングにより回答内容を確認するとともに、補足質問により回答を得た。以下、各項目で確認した事項を箇条書きにし、項末で「所見」を記す。

(1) 事業目的・計画について

ア 事業の背景、経緯について

(ア) 小野市では、令和 2 年 9 月に小野市公共施設等総合管理計画を改訂し、市が保有する公共施設等を総合的かつ計画的に管理している。

(イ) 小野市では、学校施設のうち築 30 年以上の施設は、延べ面積比率で全体の 56%を占めており、老朽化対策が課題であり、平成 30 年度に策定した小野市学校施設長寿命化計画に基づき、順次大規模改修工事を実施している。

イ 改修方針について

(ア) 本事業で改修する校舎棟は、昭和 43 年の建築で築 54 年が経過し、これまで大規模改修工事は行われておらず、仕上材や設備、ライフラインは経年劣化による老朽化が進んでおり、長寿命化改修工事を実施するものである。尚、平成 20 年に耐震改修工事を行っている。耐震性は、重要度係数 1.25 を考慮している。

(イ) 校舎棟の長寿命化工事を実施し、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校施設に求められる水準まで引き上げることとする。長寿命化改修後、30 年以上の使用を見越した工事とする。

ウ 財源について

(ア) 予算措置としては、施設の長寿命化を図ることで、平成 25 年に創設された国庫補助事業の長寿命化改良事業を活用している（全事業費に対する交付金：18.6%、地方債：63.1%、一般財源：18.3%）。

「所見」

本事業の背景、経緯は、明確であり、改修方針も的確に定められ、財源についても検討されており、事業目的・計画は適正である。

(2) 設計について

ア 設計業務委託仕様書について

- (ア) 設計業務特記仕様書に記載された要求事項は、全て設計に反映されている。
- (イ) 設計業務委託仕様書に記載の設計と条件の予定工事費と、設計時の設計書金額は乖離している（1.2 倍）。理由は、令和 2 年度に実施した類似施設の契約金額に基づいて予算を算出したが、コロナ感染症、原油高騰、半導体不足等による物価高騰の影響によると考えられるとのことである。
- (ウ) EV 棟は兵庫県福祉のまちづくり条例の特別特定建築物の整備基準に適合させている。
- (エ) 本設計では、段差がなく移動しやすい通路、廊下、多目的便所の設置など、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に定められた移動等円滑化基準に出来る限り適合させている（努力義務）。
- (オ) 本設計では、ユニバーサルデザインの 7 原則（①誰にでも公平に使用できること、②使ううえで自由度が高いこと、③簡単で直感的にわかる使用方法になっていること、④必要な情報がすぐ理解できること、⑤うっかりエラーや危険につながらないデザインであること、⑥無理な姿勢や強い力なしで楽に使用できること、⑦接近して使えるような寸法・空間となっていること）を出来る限り取り入れることを意識して設計している。
- (カ) 増築する EV 棟の耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震計画基準による）は、Ⅱ類、A 類、乙類としている。

イ 設計図書について

（総合（意匠））

- (ア) 設計及び工事監理業務の着手時に、重要事項説明を受け、配置技術者等届出書と経歴書等を受領し設計監理業務委託契約ファイルに綴っている。
- (イ) 確認申請機関は北播磨県民局で、構造設計一級建築士の関与があり、構造計算適合性判定を受けている。確認済証の受領日は、設計工期より 11 か月後の令和 6 年 2 月 20 日であった。確認申請の指摘事項は全て工事に反映されているとのことである。
- (ウ) 敷地内既存建物の法適合確認の結果、既存不適格等があったが、可能なものは現行法に適合させている（既設の部室及び野球部道具室（未申請建物）を新たに適法申請）。
- (エ) 北播磨県民局と既存建物等の法的考え方について協議している。主な協議事項は接道に関するものである。
- (オ) 設計上、特に配慮した点は、既存躯体と予算との関係についてである。
- (カ) その他設計に配慮した事項は、コスト、既存不適格、将来を考慮した柔軟性、安全性、利便性等についてである。
- (キ) 建築材料の選定においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号（グリーン購入法））に基づき、環境負荷を低減できる材料の選定に努めるべく、地方公共団体の責務として、材料承諾時に確認している。本工事では再生砕石、LED 照明器具、節水型水栓、変圧器等

- を使用している。
- (ケ) 基本設計時に概算工事費を算出した結果、当初の予定工事費より 1.2 倍高くなり、その額を議会報告している。設計時のコスト縮減検討書、工法の比較検討書等は確認できなかった。
 - (ク) 設計 GL は標高 56.5m で、洪水ハザードマップでは当敷地は浸水想定区域ではない。
 - (コ) 設計用降雨強度は 120 mm/h である。とい径や外構排水管径は既存建物で雨水排水について問題がないため、見直しはせず既存径としている。
 - (サ) 受電から引き渡しまでの間の電気保安技術者は、一般社団法人 関西電気管理技術者協会の電気主任技術者に委託予定である。
 - (シ) 本施設の電気主任技術者は、一般社団法人 関西電気管理技術者協会の電気主任技術者に外部委託している。
 - (ス) 避難器具の設置について消防署と協議した結果、設置不要となった。
 - (セ) 災害時に車いす利用者が屋内から校庭に避難する経路の段差はなくしている。避難距離は適切と判断している。
 - (ソ) 設計図に外壁の修繕標準数量が記載されている。ひび割れ部の改修工事単価はひび割れ幅により異なるが、設計書では「幅 10 mm 深さ 10 mm 以上 U カットシーリング材充填 樹脂モルタル仕上」の単価を計上している。
 - (タ) 設計時のアスベスト含有調査では、石綿含有建材は、階段上裏（レベル 1）、便所排水堅管保温材（レベル 2）、長尺シートと天井ボードについては含有を想定（みなし判定；レベル 3）し対応している。施工調査の結果、設計図に記載以外に含有建材はなかった。
 - (チ) 設計時に塗り仕上り下部地材のアスベスト含有調査（定性分析）を実施し、アスベストは含有していないと判断している。施工時には、設計時の調査報告書を提供し確認のための調査は指示していない。
 - (ツ) アスベスト含有建材の除去工法は特記仕様書には記載されていなかった。設計書では、3 者見積を徴取し最低価格を計上している。
 - (テ) 設計時に PCB 含有可能性材料について、建築ではシーリング材の PCB 検査を実施したが含まれていなかった。設備では照明器具を確認したが含まれていなかった。報告書を確認した。
 - (ト) 建具改修工法を、撤去工法として新設建具を取り付ける場合、あと施工アンカーの仕様（アンカー種別、径、本数）は図示されていなかった。メーカーの責任施工として監理している。
 - (ナ) 教室と廊下の間等の学校間仕切壁を改修する。その上部は RC 躯体に接続されている。その他の間仕切壁はスラブ下又は RC 躯体まで建築基準法第 114 条区画の間仕切壁としている。
 - (ニ) EV 棟の乗場戸の仕様は同法施行令第 112 条第 19 項第二号に適合した特定防火設備としている。
 - (ヌ) A-168 号図 外壁手摺の設置箇所は、設計時は外部手摺であったが、工事打合せにて内部手摺に変更している。
 - (ネ) 受託者による設計図書（図面、設計書等）の照査報告書の提出は求めている。

(構造)

- (ア) 既存建物は耐震補強が完了しており、構造補強は不要とのことであった。
- (イ) 2020 年 4 月 15 日の JIS 改正により、鉄筋の鋼材の SD295B が廃止され、SD295A の名称が SD295 に変更されている。以後、図面表記に注意すること。
- (ウ) 構造計算ルートは 3、一次設計時の C_0 は 0.2、保有水平耐力計算時の重要度係数は 1.25、保有水平耐力計算時の D_s 値 0.25、最大層間変形角 1/100、耐震余裕度は X 方向 1.25、Y 方向 1.36 である。
- (エ) EV 棟は、4 本柱のため地震力を 1.25 倍割り増している。塔状比が大きいため転倒の検証をしている ($C_0=0.3$)。地震時の頂部の水平変位は 120 mm、校舎棟 60 mm で、EXP. J のクリアランス 200 mm にて衝突はしない。
- (オ) EV 棟は直接基礎で、基礎底は GL-1.5m、その下に 0.5m のラップルコンクリートを施工するとしている。根切りはラップルコンクリート面から余巾 500 mm、法勾配 0.3 にて掘削するものとし、施工も同様にオープンカット工法で掘削したとのことである。

ウ 採用した法規、基準について

- (ア) 本設計は建築基準法、同施行令、小野市市条例等を遵守している。
- (イ) 特記仕様書は、国交省の公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書に基づき、本工事内容に適合するように作成している。

「所見」

設計業務は、総合（意匠）、構造とも、設計業務特記仕様書の内容に基づき遂行し、コスト、既存不適格、環境面、将来を考慮した柔軟性、安全性、利便性にも配慮しており、特に問題はない。

書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 設計及び工事監理業務の委託仕様書には、業務着手時に、業務概要、業務方針、業務工程、業務組織、業務運営計画、管理技術者等の経歴・保有資格、成果品の内容、連絡体制その他等を記載した業務計画書の提出を求めることを記載しておくことが望ましい。
- (2) 改修工事の設計においては、現地調査により工事範囲が増減することがあり、予定工事費（予算）と最終の設計金額（内訳書）との乖離を少なくするために、中間段階でのコスト管理を徹底されることが望ましい。
- (3) 確認済証の受領が設計工期より 11 か月も遅れ、工事発注及び着工後となっていた。確認申請の指摘事項によっては、工事請負金額の変更や工事工程に制約が生じることが懸念されるため、設計工期内に確認済証を受領するように、設計業務のスケジュール管理を徹底されることが望ましい。
- (4) 建築材料の選定においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号（グリーン購入法））に基づき、環境負荷を低減できる材料の選定に努めるべく、その主旨及び指定材料（総称）を特記仕様書に特記しておくことが望ましい。

(3) 積算について

ア 設計業務及び工事監理業務委託費の積算について

- (ア) 設計業務及び工事監理業務委託費の積算は、昭和 54 年建設省告示第 120 号に基づき行っている。

(イ) 報酬単価は、国交省の設計業務委託等技術者単価技師 C (令和 4,5 年度) に基づき設定している。

イ 各工事費の積算について

(ア) 数量積算について

積算業務は、設計業務受託者が、国土交通省監修の公共建築工事積算基準の解説 (建築工事編、設備工事編)、公共建築数量積算基準・同解説 (建築設備共)、公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編、設備工事編) により行っている。

(イ) 積算内訳単価等について

a 積算書の単価値入は、RIBCRIBC22 単価は使用せず、刊行物単価 (建設物価、積算資料 20232023 年 0303 月号、建設コスト情報、建築施工単価 20232023 年 0101 月 (冬号)) 及び見積を採用している。

b 見積は、原則 33 者見積を基本とし、見積徴取業者から内容聴取を行い、合計比較最安値を採用している。

c 掛率は、見積業者からの聴取のうえ設計業務受託者が入力し、市が適正を確認している。

d 揮発性有機化合物の室内濃度測定費は建設物価の価格を採用している。

(ウ) 積算書の照査等について

積算書の照査は、教育部 教育総務課の技術職員が行っている。決裁ルートは教育委員会、財政、副市長、市長の順である。決裁ルールは小野市決裁規程に基づいている。

「所見」

採用した積算基準や単価、見積徴取及び積算書の照査まで、特に問題はない。書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 設計業務及び工事監理業務委託費の積算は、昭和 54 年建設省告示第 1206 号に基づき行っている。同告示は既に廃止されており、今回業務では平成 31 年の国土交通省告示第 98 号に基づき行うべきであった。更に、令和 6 年 1 月 9 日には同告示第 98 号も廃止され新しく告示第 8 号が公布、施行されている。新告示第 8 号の本格運用を検討されたい。

(4) 入札・契約について

ア 設計業務及び監理業務委託の入札・契約について

(ア) 設計業務は、指名競争入札で委託している。指名基準は、小野市建設工事等指名競争入札参加者の格付け及び選定の基準に基づいている。

(イ) 設計業務及び工事監理業務委託の契約前に、重要事項説明は行われている。建築士法第 22 条の 3 の 3 の規定に基づく書面は提出されていたが再委託事項が記載されていなかった。発注者、受託者の記名押印が必要である。内容変更の際は再交付する必要がある。

(ウ) 設計意図伝達業務は、工事監理業務に含まれているとのことである。

イ 工事業者の入札・契約について

(ア) 工事請負業者の選定は、公募型一般競争入札である。4 者申請、4 者入札、1 回で落札した。設計金額 (予定価格) は事後公表で、落札率は設計金額の 85.30%であった。

(イ) 入札参加者が使用できる見積資料は、設計図、内訳書 (金抜き)、質疑回答書である。

- (ウ) 入札参加業者からの質疑は、計 38 項目あり、回答事項は全て工事内容に反映されている。
- (エ) 工事執行伺いから契約手続きまでの経緯は、妥当と思われる。
- (オ) 工事の契約保証は、西日本建設業保証株式会社の保証証書の提出による。
- (カ) 工事費の前払金は令和 5 年度工事費の 40%を支払い、年度別支払を実施している。出来高検査記録は保管されている。
- (キ) 着手届、現場代理人等選任届、監理技術者資格者証、講習修了書は、提出されている。
- (ク) 監督員名は、書面によって設計、監理、工事受注者に通知されている。
- (ケ) 工事費の変更契約は調整中である。

「所見」

設計業務並びに工事監理業務委託の業者選定及び工事請負業者の選定、契約保証、年度別支払、技術者の資格届、監督員通知等の処理は、特に問題はない。

書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 工事監理業務委託仕様書には、高品質な工事監理業務を期待するために、工事監理体制、必要資格、工事監理人日数を特記されることが望ましい。
- (2) 工事費の年度支払のための出来高検査には、給付の完了の確認検査に加え、施工品質を確認する技術検査を実施されることが望ましい。
- (5) 施工管理について

ア 施工計画書、施工図、報告書について

- (ア) 施工計画書、施工図、検査・試験報告書は、一覧表を作成し管理番号を付けてファイリングされている。工事関係書類は小野市文書管理規程に基づき 30 年保存としている。
- (イ) 施工計画書は、総合施工計画書、産業廃棄物処理、解体・撤去工事、アスベスト除去工事、土工事、コンクリート工事、鉄筋工事、型枠工事、鉄骨工事、塗膜剥離工事、後施工アンカー工事、外断熱塗装工事、建具工事、学校間仕切工事、塗装工事、防水工事、ALC 工事、左官工事、木工事、GL 工事、耐火被覆工事が提出されている。
- (ウ) 施工図は、解体範囲図、1 階土間伏図、EV 躯体図、各棟平面詳細図、建具製作図、鉄骨製作図、EV 製作図、ALC 製作図、EXP. J 製作図、便所展開図、パーティション製作図、家具製作図、白板製作図等が提出されている。
- (エ) 施工計画書は、施工者が作成後、工事監理者が確認し、監督員、課長の順に承諾されている。施工図、報告書も、承諾を要するものは課長まで承諾されている。

イ 工程管理について

- (ア) 工程管理は、総合工程表、月間、週間工程表を用いて行っている。9 月工程表、当日の週間工程表を確認した。
- (イ) 建築工事の進捗率は、調査日時点で計画 92.3%、実施 89%である。

ウ 工事写真について

- (ア) 工事段階の写真は、整理されている。データも保存されている。

エ 環境対策について

- (ア) グリーン購入法に基づく調達品は、再生砕石、LED 照明器具、節水型水栓、変圧器等とのことである。

(イ) 揮発性有機化合物の室内濃度測定は調査日時点で未実施である。計画書を提出すること。

(ウ) 施工時の環境負荷低減への取組は、排ガス対策型、低騒音型建設機械の使用等である。

オ 建設副産物処理について

(ア) 建設リサイクル法の通知は北播磨県民局に、再資源利用計画書、再資源利用促進計画書は、市に提出している。

(イ) 建設副産物処理は、再資源化を図るものとして特記された鉄、アルミ、鋼は再資源化工場に、その他のコンガラ、アスコン、木材、廃プラ、廃石こうボード、ガラスくず等も中間処理施設にてリサイクル利用又は最終処分場にて埋め立て処分としている。産業廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物処分業、運搬業の許可証、処分地・運搬経路を確認している。

(ウ) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、施工者にて整理されている。E票の写しを提出させ適時に確認すること。

カ 設計変更について

(ア) 工事の変更内容は、発注者からの変更指示、施工者からの変更願について、関係者が協議し応諾・承諾されている（定例会議議事録、指示書（工事監理者の確認印がなかった））。

キ 諸官庁届出について

(ア) 諸官庁届出は、特定建設作業実施届、建設リサイクル法、建設物設置届、36協定、特定粉じん排出等作業実施届出/作業完了報告書等である。

ク 維持管理について

(ア) 建物の維持管理については、平成30年に作成した小野市長寿命化計画の10年更新時に反映予定である。

(イ) 契約不適合責任点検は、引渡し1年後及び2年後に実施する。

ケ 施工者関係について

(ア) 工事实績情報システム（CORINS）の規定に基づき、監督員の指示を受けただけで、工事カルテを作成し、入力データをCORINSに登録している（受注）。

(イ) 建設業退職金共済制度（建退共）に加入している。

(ウ) 各種保険（建設工事保険、賠償責任保険）は施工会社全体で包括加入している。労働災害保険は物件ごとに加入している。

(エ) 建設業許可票、労災保険関係成立票、施工体系図、建退共制度の適用標識、緊急連絡体制図等は、南棟南面仮囲いの外面に掲示されている

コ 下請負業者関係について

(ア) 下請負業者採用届は提出されている。現時点で、全工種1次下請負契約している。

(イ) 施工体制台帳は現場事務所に保管し、工事監理者、監督員の確認を受けている。施工体系図は都度整理されている。

サ 品質管理について

(ア) 使用材料について

a 使用材料承諾願書は、提出し承諾されている。

b 使用材料の品質・性能（F☆☆☆☆等）の確認は、材料承諾、カタログ、受入検査時に実施している。

c 県内産材は、特に使用していないとのことである。

(イ) 検査、試験立会について

a 現場で実施した検査、試験立会は、配筋検査、コンクリート受入検査、防水工事の段階検査、外壁完了検査、鉄骨建て方検査等である。試験・検査記録を確認した。監督員は全ての試験・検査記録を承諾している。

b 現場外の検査、試験立会は、鉄骨製品検査等である。

c 諸官庁検査は、調査日時点では受検していない。

シ 施工監理について

(ア) 監督員、工事監理者の業務について

a 本工事の監督員は1名である。監督員、工事監理者の明確な業務区分は定めていないが、監督員は現場の総括、検査・立会、材料等の承諾、学校との調整等を、工事監理者は監理委託に基づき業務を行っている。

b 本工事は延べ面積が2,000㎡を超えており、建築設備に係る設計及び工事監理においては建築設備士の意見を聴くよう努める義務がある。建築設備士の意見は定例会議や分科会により反映している。建築設備士の意見を聴いたときは、工事監理終了時の報告書において、その旨を明らかにする義務がある。

c 監督員は週1回程度現場を巡視している。

d 工事監理者の業務は、定例会議の出席、工事監理報告書（月報）により管理されている。

(イ) 工事打合せ（議事録、協議事項等）について

a 定例会議、分科会は、週1回、監督員、学校関係者、教育委員会、工事監理者、施工者が出席して行っている。

b 協議事項は、前回議事録の確認、週間（月間）工程の確認、発注者・監督員からの連絡・指示、請負者からの連絡・質疑等である。

c 工事に伴い、設計図の内容を変更する際には、設計者に確認し承諾を得ている。

ス 労働安全衛生管理について

(ア) 安全衛生協議会は、毎月、現場事務所で各工事の安全衛生責任者、職長が参加し、安全目標や災害事例周知、翌月の工程説明等を行っている。新規入場者教育も実施している。

(イ) これまでに、事故、労働災害は発生していない。

(ウ) 材料の安全データシート（SDS）は取寄せて、化学物質の有害性や火災等の危険性を確認している。

「所見」

施工計画書、施工図、検査・試験報告書等の承諾、工程管理、品質管理、施工監理、労働安全衛生管理まで、施工管理は特に問題はない。

書類調査で気付いた点を以下に記す。

(1) 工事関係図書は、建築基準法、建築士法、建設業法に定める各図書類の保存期間を参照のうえ、書類種別ごとの保存期間を定め、確認申請書類、設計図、設計書、完成図については将来の改修時にも必要となるので永年保存とされることが望ましい。

(2) 工事写真には、工事名、工事種目、撮影部位、寸法等、撮影時期、立会者名、受注者名、その他の必要事項を記載した黒板を撮影対象とともに写し込むこと

が望ましい。

- (3) 工事関係書類の表紙には、確認者、承諾者の印（複数者欄）、日付を記載することが望ましい。

(6) 個別施工について

ア 仮設工事について

- (ア) 仮設計画図は提出されている。交通誘導員（406名）は減少予定とのことである。
- (イ) 工事説明会は実施していない。近隣挨拶や広報、学校保護者への手紙等に対応している。特にトラブル等は発生していないとのことである。

イ 防水改修工事について

- (ア) 屋上防水改修の塩ビシート of 固定ディスクの設置ピッチ、引き抜き耐力を確認している。仕上塗料は施工しない。北校舎棟の屋根にも脱気筒を設置している。
- (イ) 各種防水工事の施工保証年数は10年としている（請負者＋防水工事施工業者＋材料製造所の連名保証）。
- (ウ) シーリング材の簡易接着性試験を実施している。シーリング材の施工保証は5年としている。

ウ 外壁改修工事について

- (ア) 外壁改修部の施工数量は取りまとめ中である。設計数量（修繕標準数量）との相違分は精算するとのことである。
- (イ) コンクリート及びモルタルのひび割れ部（ひび割れ幅によるシール工法、エポキシ樹脂注入、Uカットシール材充填）、浮き部、欠損部の工事写真は撮影されている。
- (ウ) 外壁塗膜剥離施工計画書に塗装付着力試験を実施している。その結果、塗装は全面剥離としている。
- (エ) 既存仕上塗材の撤去工法は、超高压水洗工法（180MPa、全面除去）としている。内部は高压水洗工法（30MPa、劣化部除去）である。それぞれ工事写真は撮影されている。

エ 建具改修工事について

- (ア) 施工アンカーの仕様（アンカー種別、ピッチ）は施工計画書に記載され、引抜耐力確認試験を実施している。
- (イ) 建具枠とあと施工アンカーとの溶接、モルタル充填、シーリングまでの工事写真は撮影されている。
- (ウ) 更新する建具のガラスの材種、厚さ等は受入時に確認している。

オ 内装改修工事について

- (ア) 内装仕上材、接着剤のホルムアルデヒド放散量は規制対象外（F☆☆☆☆）であることを確認している。
- (イ) トイレの乾式化、洋式化改修において、和式便器撤去後の床スラブの開口閉鎖部の工事写真は撮影されている。
- (ウ) 内装改修工事施工後に、文部科学省の学校環境衛生基準に基づき、揮発性有機化合物の室内濃度測定を実施する。

カ 塗装改修工事について

- (ア) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量は規制対象外（F☆☆☆☆）

であることを確認している。

- (イ) 塗装面の下地調整（塗替え RB 種）の状況を確認し、工事写真を撮影している。

キ 環境配慮改修工事について

- (ア) 石綿含有建材の施工調査の結果、各階段上裏（レベル 1：クリソタイル）、各便所内排水縦管保温材（レベル 2）、天井ボード・床長尺シートはみなし判定（レベル 3）として処分している。事前調査結果は電子システム（厚生労働省）で報告している。
- (イ) 石綿含有仕上建材の除去工事の施工計画書を確認した。除去工事は松本工業（株）、粉じん濃度測定は（株）Asnax 分析センターで行っている。
- (ウ) 石綿含有建材の除去工事の工事計画書は加古川労働基準監督署に、解体除去作業実施届出書、工事完了報告書は、北播磨県民局に提出している。
- (エ) 除去した石綿含有吹付材（レベル 1）及び天井ボード・床長尺シート（レベル 3）の処分場は株式会社環境保全センター（神戸市西区：遮断型最終処分場）、石綿含有保温材（レベル 2）の処分場は札幌砕石工業である。
- (オ) シーリング材等の PCB 含有調査の結果、PCB は含有されていなかったとのことである。

ケ 外構改修工事について

- (ア) 屋外機械基礎の配筋写真は撮影されている。コンクリート調合強度、28 日圧縮強度を確認している。

コ EV 棟工事について

- (ア) EV 棟基礎の鉄筋のミルシートは整理されている。鉄筋組立は継手を設けず 1 本物加工とし UT 試験は不要であった。
- (イ) 5 月 22 日に打設したコンクリート（大開産業 Fc27）の調合強度は 32.8N/mm²、28 日圧縮強度は 35.5N/mm²（日本建築総合試験所）、供試体の養生方法は現場水中養生である。
- (ウ) EV 棟鉄骨部材のミルシートは整理されている。製作工場は（有）藤原鉄工（M グレード）、アンカボルトの据付状況写真は撮影されている。突合せ溶接部の UT 検査の結果、不合格欠陥箇所はなかった。高力ボルト締付工事の工事写真を整理しておくこと。
- (エ) ALC パネル取付部の工事写真は撮影されている。

「所見」

調査日時点までに実施した各工事は、特記仕様書、設計図に基づき施工されている。検査・試験報告書等は、提出整理されており特に問題はない。

書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 協議により特記仕様書、図面の内容を変更した場合は、打合せ記録に記載し、完成図（竣工図：意匠図、構造図、設備図共）は、変更箇所が判別可能なようにマークを付けて修正しておくことが望ましい。

5 現場調査結果

監督員、現場代理人の案内で現場を巡視し、目視によって調査した。竣工は令和6年11月30日の予定である。

(1) 現況について

調査時の現況は、建築工事は屋上防水改修工事、外壁改修工事は完了し、内部改修工事は施工中、EV工事は完了し、外構工事は施工中である。建築工事の進捗率は89%である。

(2) 品質について

- ア 防水改修工事の仕上状況を確認した。
- イ 外壁改修工事の仕上状況を確認した。
- ウ 内部改修工事の施工状況を確認した。
- エ EV棟工事の施工状況を確認した。
- オ 外構工事の施工状況を確認した。

(3) 工程について

- ア 工事は、概ね実施工程表のとおり進捗している。

(4) 安全・衛生管理について

- ア 仮設校舎側仮囲い、体育館と南棟間の仮囲いの設置状況、工事車両入出動線を確認した。
- イ 資材の仮置状況、廃材の集積状況を確認した。
- ウ 現場事務所、作業員用休憩所、手洗い、トイレ（男女共用）の設置状況を確認した。

「所見」

品質、工程、安全・衛生管理について、大きな問題は見られない。

現場調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 建設業許可票、労災保険関係成立票、施工体系図、建退共制度の適用標識、緊急連絡体制図等は、南棟南面仮囲いの外面に掲示されているが、学校敷地南側の工事車両入出路外側の公衆に見やすい位置に掲示すべきである。建築基準法による確認済票も掲示しておくべきである。
- (2) 内外部の改修工事においては、既存仕上材の撤去及び下地処理の程度により、更新する仕上げの出来栄が左右されるため、中間の施工確認を適切に実施されたい。
- (3) 工事監理者、監督員の段階的な施工確認を要する工程を見逃さないように、工程管理を適切に実施されたい。
- (4) 内部作業空間の明るさ確保、空気清浄確保、残材撤去片付、安全通路の危険注意表示等について、再確認されたい。
- (5) 今後は各種工事が輻輳するので、より一層の品質と安全を確保して施工されたい。
- (6) 工事完了時に請負業者の社内検査を実施し、工事監理者及び監督員の検査、行政検査、検査員検査を受検し、高品質な施設の完成引渡しを期待します。

以下に現場調査写真を示す。



南棟外観



南棟屋上シート防水、脱気筒



EV 棟屋根シート防水、EXP.J カバー



普通教室内観



南棟 1 階テラス土間配筋



建設廃棄物集積コンテナ

【設備工事】

1 工事内容説明者、及び 2 工事概要については、建設工事と内容が重なるため省略する。

3 総評

本監査対象工事は、小野市立旭丘中学校校長寿命化改良工事である。

本工事で改修する校舎棟は昭和 43 年の建築で、平成 20 年に耐震改修工事を実施しているが、校舎長寿命化工事を実施し、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校施設に求められる水準まで引き上げ、改修後、30 年以上の使用を見越した校舎等とすることを目的としてい

る。このため、長寿命化改修工事に加えてエレベーター設置工事を実施している。

本監査では、機械工事に関して、提示された書類における疑問点を質問すると共に、提示された書類及び現場を調査し、契約書等の履行、施工計画書、工程管理、施工管理、安全管理、施工体制、品質等の各段階における技術的事項について監査した結果、特に重大となる指摘事項はなく、総体的には設計図書に適合していると判断した。

なお、各項目についての改善、留意、注意事項は、各項目及び「質問・依頼事項／回答／評価・現場確認結果」で▲を付して記述しているので確認、対応されたい。

4 書類監査

4-1 下記の書類について内容の確認を実施した。

内容については不備な点や、誤記・記載もれは発見されなかったため、適正と判断するが、抜き取りによる監査であることに留意されたい。

・機械関係事前送付書類

1) 総合施工計画書

2) 設計図：決定版 3. 市立旭丘中学校長寿命化改修工事設計書（機械設備工事）0418、他

3) 市立旭丘中学校長寿命化改修工事公告

4) 工事_請負契約書

5) 工事_質疑回答書

6) 全体工程 20240315. 修正

7) 6 月度工程

8) 7 月度工程

9) あと施工アンカー工事

10) 現場検査一覧

11) 産業廃棄物各社契約書

・機械関係現地確認書類

12) 施工体制台帳

13) 9 月月間工程表

14) 議事録等

15) 工事写真

16) 検査・試験報告書

17) 空調負荷計算書

18) 負荷計算・機器能力比較表

19) 令和 3 年度建築設備設計基準

20) 給排水設備申請関係書類

21) 消防設備申請関係書類

22) フロン回収・破壊関係書類

23) マニフェスト A 票・E 票

5 現地監査

5-1 質問・依頼事項／回答／評価・現場確認結果

監査に先立って質問し回答を得ており、その内容を監査にて確認した結果(末尾に添付)である「質問・依頼事項／回答／評価・現場確認結果」の各項目について概説する。

なお、○付番号は建設工事に合わせている(本報告書においては欠番がある)。

① 事業目的、計画(事業の背景、経緯や計画)

改修後、30年以上の使用を見越した校舎等とすることを目的とし、校舎棟については、インフィル(内装・設備等)を全て撤去し、キュービクルや受水槽、埋設配線・配管のインフラを含めて更新していた。(格技場は対象外)

② 設計

空調設備設計については、時間の関係で計算の検証は行わなかったが、神戸市の夏期／冬期の外気データを引用して各室の熱負荷計算を行っているのを確認した。計算結果では各室とも適度な余裕を持たせた能力となっており、設計は妥当と判断した。(冬期の給食室のみ能力不足であるが、使用目的より問題ないと考ええる。)

③ 施工管理

- 1) 施工計画書、施工図、検査・試験報告書は建築工事に準じて適正に管理されていた。
- 2) 工程は全体工程表に従って適正に管理されており、監査時点での進捗率は約70%であった。
- 3) 工事写真は撮影日時が記入され、適正に整理されていた。
- 4) 撤去工事で発生した産業廃棄物はマニフェストに従って契約業者により適正に処分されていた。

また、発生したフロン類は契約業者の冷媒フロン類取扱技術者により適正に処理されていた。

- 5) 設計変更は職員室手洗いの取り止めがあったが、変更契約は監査時点で締結準備中であった。

議事録等記録は建築工事に準じた管理を行っていた。

- 6) 諸官庁他届出は、排水設備関係と、屋内消火栓設備関係があり、それぞれ官庁の確認印が押してあった。
- 7) 下請業者関係は施工体系図を更新し、一次下請までの下請業者届を提出していた(旭設備にて確認)。
- 8) 品質管理については、以下の点を除き、検査・試験が適正に実施されていた。
 - a) ▲消火水圧試験、排水通水試験、ガス配管気密検査、冷暖房機器温度測定、空調気密検査が未実施であった。
 - b) ▲空調設備設計において設定した夏期/冬期の気温・湿度との差異について補正する方法は検査の時点では決まっていなかった。但し、実際の夏期/冬期の運転状況については、市も交えてフォローするとのことで、「もし問題が生じた場合は、生徒が授業に集中できるように、速やかに対応をお願いします。」とした。
 - c) ▲施工計画書の8.検査管理 工程内社内検査では「出来高の20%、50%、80%時に現場確認を行う」とあるが、実際には各器具・機器の設置に応じて行って

いた。確認した内容そのものは問題ないと判断する。

なお、消防用設備等の試験に係わる試験器具(圧力計等)の校正については消防から要求がなかったとのことであった。

- 9) 施工管理については、監督員は建築監督員と同一人物で、工事監理者は電気・機械それぞれ1名で監理を行っており、いずれも、建築工事に準じて監督、監理を行っていた。
- 10) 安全衛生管理では機械工事特有のものとして SDS(安全データシート)発行が必要となる給排水接合用接着剤があったが、最新の SDS を閲覧できる状態にしていた。

④その他

▲完成図書の作成は今後とのことであったが、今後、本工事の施工業者以外が保守を担当することを想定し、「点検保守カレンダー」のようなものと、点検箇所・点検方法(を書いた取扱説明書ページ)をまとめたものを綴じ込むことを推奨した。

5-2 現場視察における所見

確認可能な施工現場を視察し、施工状況を確認した。

1) 工事看板等

建設業の許可票、労災保険関係成立票、建築物等の解体等の作業に関するお知らせ、建退共現場標識などは、もれなく適切に掲げられている。



2) 施工状況

- a) 室内機周り配管や保温は見栄えよく仕上がっていた



b) 冷媒配管及びドレイン配管、配線ラックは合理的に配置されていた(一部施工中)



c) 男子トイレは見栄えよく施工されていた



d) キュービクル (校舎棟の反対側に空地がある)



e) 消火栓ポンプ及び水槽



f) 受水槽



5-3 工夫した点について

工夫した点について質問し、現場にて確認した

- 1) 北校舎棟開放廊下のスピーカー取り付け
スピーカーをラックに取り付けることで見栄えを良くしていた。
- 2) キュービクル内のトランス位置 (d) 参照)
キュービクル内のトランスは一般的には表側（校舎棟側）に配置するが、校舎棟の反対側に空地があるので、将来トランス交換作業を行いやすいように裏側に配置していた。
- 3) 校舎棟周りの側溝
一部の側溝について、西回りでは勾配が小さくなるのと、渡り廊下の基礎を抜くことになるので、東回りに変更したとのことであった。

6 指摘及び要望

6-1 指摘

工事に伴い発生した廃材等の保管場所に産業廃棄物の掲示板がなかった。廃棄物処理法施行規則第8条（産業廃棄物保管基準）に従うように是正すること。

6-2 要望

- 1) 5-1 ③ 8) 品質管理 にて挙げた点について、以下の通り要望する。
 - a) ▲消火水压試験、排水通水試験、ガス配管気密検査、冷暖房機器温度測定、空調気密検査が未実施であったが、結果が出れば報告を要望する。

- b) ▲空調設備設計において設定した夏期/冬期の気温・湿度との差異について補正する方法は検査の時点では決まっていなかったが、決まれば報告を要望する。もし決まらない場合は、「実際の夏期/冬期の運転状況について、もし問題が生じた場合は、生徒が授業に集中できるように、速やかに対応する。」とした覚書などを方法の報告に替えてもよい。なお、実際の夏期/冬期の運転状況については報告を要望しない。
- 2) 5-1 ③ 8) 品質管理 d)で挙げた、▲施工計画書の8. 検査管理 工程内社内検査では「出来高の20%、50%、80%時に現場確認を行う」とあるが、実際には各器具・機器の設置に応じて行っていた点については、確認内容そのものは問題ない(むしろ合理的である)が、何ら手続きを取らず計画と異なる運用を行うのは運用全体の信頼性を損なうことになるので、事後でも必要な手続きを行い、今後の工事においては工程内社内検査の内容を修正する等して、計画通りの運用となるように是正することを重ねて要望する。なお、本件については手続き実施や是正の報告を要望しない。
- 3) 5-1 ④その他 で推奨した点については、特にフロン排出抑制法で定められた第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)において義務付けられている3カ月に1回以上の簡易点検がもれることを懸念するので、この問題が生じないように処置することを要望する。なお、本件については処置の報告を要望しない。

(13) 公益社団法人 小野市シルバー人材センター

1 目的等

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条の規定により、県知事が市町村の区域ごとに一個に限り指定することができる法人である。

この法人は、定年退職後等の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

2 組 織

公益社団法人小野市シルバー人材センター(以下、「センター」という。)には、理事11名(理事長1名、副理事長1名、常務理事1名理事8名)と監事2名の役員が置かれ、令和5年度末時点において協会の目的に賛同して入会した618名の正会員により構成されている。なお、定款第5条において、特別会員及び賛助会員を規定しているが、同年度末時点における登録者はいない。

また、事務局を設置し、事務局長以下7名の職員が配置されている。

3 事 業

(1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供

- (2) 高年齢者の就業に関する調査及び研究
- (3) 高年齢者に対する就業相談の実施
- (4) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供
- (5) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者への職業紹介事業又は一般労働者派遣事業の実施
- (6) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 会 計

センターの会計については、シルバー人材センター事業会計、収益事業等会計、法人会計の3会計で構成している。

シルバー人材センター事業会計では、受託事業収益のうち受取事務費の一部、市補助金、連合会交付金、会費の40%等を原資とし、派遣事業、就業機会提供事業、就業機会確保事業、有料職業紹介事業、サポート事業の5事業を実施している。収益事業等会計では、受取事務費の一部と会費の20%を原資とし、慶弔費や福利厚生委員会への謝金など公益に該当しない支出を負担している。法人会計では、受取事務費の一部と会費の40%を原資とし、役員報酬や事務局の管理費を負担している。

なお、シルバー人材センター運営補助金交付要綱に基づく市補助金額については、近年 11,780 千円から変動しておらず、当該補助金については、適正に処理されているものと見受けられた。

5 適格請求書等保存方式への対応について

令和5年10月から適格請求書等保存方式が開始して以降、消費税免税事業者であるセンターの会員には適格請求書が発行できないため、センターは仕入税額控除ができず、会員が負担する消費税を預かり消費税として税務署に納税することとなっていた。

そのことを踏まえ、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）の施行を機に、これまでセンターが発注者と会員との間で受託と再委託（または受注と発注）を担っていた契約関係を見直し、発注者と会員との間で直接の請負・委任契約を結び、発注者に預り消費税を負担させることができるものとした。しかし、この直接的な請負・委任契約については、発注者、センター、会員の3者による合意が形成されなければならないものであり、特に新たな税負担が生じる発注者の了承がなければ成立しない。現時点では、合意の形成が困難と見込まれ、預かり消費税をセンターで負担する従来の方式を採っている。

なお、発注者に請求する請負代金については、会員に配当する受取配分金、業務に要した受取材料等費用、センターの収入となる受取事務費で構成されるが、預かり消費税をセンターで負担することにより不足する財源には、このうち受取

事務費を上げることで対応している。

法令の新規制定や改正が続き、それらの対応に冷静な判断が求められるが、これまで同様、近隣の動向や会計士の意見を取り入れ、健全な財政運営を果たしていただくよう望むものである。

6 職員の企業年金基金に関する規程の制定について

センターの決算書を確認したところ、経費科目に退職給付金と退職給付費用があり、その違いをセンターに確認した結果、退職給付金は全国シルバー人材センター企業年金基金（以下、「年金基金」という。）への積立、退職給付費用は中小企業退職金共済への支払いであるとの回答を得た。

退職給付費用については、センター職員の退職手当に関する規程において規定しているが、年金基金の積立については、積立先や掛金月額等を定めた例規がなかった。中小企業退職金共済への支払いも年金基金の積立も、センターの経費に計上し、外部団体に運用を委任するものである。退職手当に関する規程と同様に、年金基金の積立に係る例規を制定していただくよう期待するものである。

（１４）小野市消防団

1 沿革等

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第９条第３号の規定に基づき、消防団の設置等に関する条例（昭和４１年条例第２２号）の定めるところにより、消防団が設置された。

2 組織

団本部のほか、中分団、東分団、西分団、南分団、北分団、女性分団の６分団で構成され、各分団には所管する地区等に応じた複数の部を設置している。

団本部には団長１名と副団長３名を置き、各分団には分団長１名、副分団長１名ないし２名、部長、班長、団員が配置している。団員の定数は７００名であり、４月１日時点の実人数は６２８名である。

なお、消防団の組織等に関する規則第４条第２項に基づき、消防団の本部の事務については消防職員が担っている。

3 会計

消防団運営事業交付金交付要綱では、下記事業が交付対象となる。

- (1) 消防団本部、分団及び各部運営に関する事業
- (2) 各部燃料及びポンプ管理に関する事業
- (3) 市消防操法大会に関する事業
- (4) 北播消防操法大会に関する事業
- (5) 団員の処遇改善に関する事業
- (6) その他市長が特に必要と認める事業

令和４年度、令和５年度、令和６年度における市交付金の交付状況は以下のと

おりである。

〔表 1〕市補助金の推移

(単位：円)

事業種目 \ 年 度 等	令和 4 年度 補助実績	令和 5 年度 補助実績	令和 6 年度 補助実績
(1) 消防団本部運営交付金	856,000	856,000	856,000
(2) 消防団分団運営交付金	2,538,000	2,538,000	2,538,000
(3) 消防団員処遇改善交付金	1,956,000	1,938,000	1,884,000

消防団本部運営交付金及び消防団分団運営交付金については、令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度で一律 856 千円、2,538 千円となっている。消防団員処遇改善交付金については、消防団員の福祉共済制度掛金であり、消防団員数に 3 千円を乗じた額である。

消防団本部運営事業交付金と消防団分団運営交付金は 5 月と 9 月の年 2 回に分割して交付し、消防団員処遇改善交付金は 5 月に交付している。これらの交付金については、適正に処理されているものと見受けられた。

なお、非常勤消防団員の報酬と退職報償金については、一般会計から団員の口座への直接振込み、非常勤消防団員公務災害保険料と退職報償金掛金については、一般会計から消防団員等公務災害補償等共済基金への直接振込みのため、運営交付金には含まれていない。

その他、特設部施設管理に係る経費や小型動力ポンプ積載車購入補助金などは、一般会計から債権者への直接振込みであり、消防団に係る経費ではあるが、上記の交付金を原資に支払われるものではない。

4 会計に係る基準について

令和 3 年度に実施した監査からは改善が見られたが、会計に係る基準（以下、「会計基準」という。）の策定については未完であった。収支決算書の書式については統一されていたものの、付属資料が支出内訳や現金出納簿で異なっていた点、会計や監査役に就く団員の取り決め、交付金を原資とした会計からの目的外（義援金）支出、団員による立替払いなど、本年度の監査において見受けられた解決途上の問題点については、会計基準に係るものが多い。

消防団の会計に係る事項を、規程や規則など例規として定めている消防団は少数であるが、少なくとも内規や基準として定め、本部及び各部における会計処理の基本としていただきたい。